

久喜市立保育所延長保育事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、保護者の就労形態の多様化等による延長保育の需要の増加に対応するため、久喜市保育所条例（平成22年久喜市条例第121号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）において行う延長保育（以下「延長保育事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 延長保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する保育必要量に応じて保育を提供する時間以外の時間において乳児、幼児又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第2項に規定する児童（以下「乳幼児等」という。）を保育することをいう。
- (2) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。次号において「府令」という。）第4条第1項の規定による保育必要量の認定のうち、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定の区分をいう。
- (3) 保育短時間認定 府令第4条第1項の規定による保育必要量の認定のうち、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定の区分をいう。

(対象乳幼児等)

第3条 延長保育事業の対象となる乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）は、保育所に入所している乳幼児等であって、保護者の就労状況、通勤時間の都合等により真に延長保育が必要であると久喜市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認める乳幼児等とする。

(実施時間)

第4条 延長保育事業を実施する時間は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育標準時間認定 午前7時から午前7時30分まで又は午後6時30分から午後7時まで

(2) 保育短時間認定 午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後7時まで

(利用の申請)

第5条 対象乳幼児等の保護者は、延長保育事業を利用しようとするときは、延長保育事業利用申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を福祉事務所長に提出するものとする。

(利用の決定)

第6条 福祉事務所長は、申請書の提出があったときは、延長保育事業の利用の可否を決定し、延長保育事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により対象乳幼児等の保護者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定により延長保育事業の利用の決定を受けた対象乳幼児等の保護者（以下「利用者」という。）は、当該利用の決定の内容を変更する必要があるときは、速やかに延長保育事業利用変更申請書（様式第3号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第8条 福祉事務所長は、前条の規定により変更の申請があったときは、変更の可否を決定し、延長保育事業利用変更決定（却下）通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

(延長保育料)

第9条 対象乳幼児等の保護者は、延長保育事業を利用したときは、対象乳幼児等1人につき認定区分（第4条に規定する認定の区分をいう。）及び利用時間

の区分ごとに、別表に定める延長保育料を福祉事務所長が別に定める期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、久喜市保育料の徴収に関する規則（平成22年久喜市規則第90号）別表第1に規定するA階層及びB階層に属する世帯の対象乳幼児等に係る延長保育料は、無料とする。

（利用中止の届出）

第10条 利用者は、延長保育事業の利用を中止するとき又は当該対象乳幼児等が第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに延長保育事業利用中止届（様式第5号。次条において「中止届」という。）により福祉事務所長に届け出るものとする。

（利用の決定の取消）

第11条 福祉事務所長は、中止届を受理したとき又は第3条に規定する対象乳幼児等の要件に該当しなくなったことにより延長保育事業の利用の決定を取り消すときは、延長保育事業利用取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

（調査）

第12条 福祉事務所長は、前条に規定する決定の取消しに当たり、必要があると認めるときは、利用者に対し、調査を実施し、又は関係書類の提出を求めることができる。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、延長保育事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（久喜市立保育所の時間外保育及び延長保育の実施に関する規則及び久喜市立

保育所の延長保育の実施に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 久喜市立保育所の時間外保育及び延長保育の実施に関する規則（平成22年久喜市規則第91号）

(2) 久喜市立保育所の延長保育の実施に関する規則（平成27年久喜市規則第17号）

別表（第9条関係）

認定区分	利用時間	延長保育料
保育標準時間 (久喜市立すみれ保育園及び久喜市立ひまわり保育園を除く。)	午前7時から午前7時30分まで	30分単位 100円 (月額 1,000円)
	午後6時30分から午後7時まで	30分単位 100円 (月額 1,000円)
保育短時間 (久喜市立さくら保育園及び久喜市立中央保育園)	午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで	30分単位 100円
保育短時間 (久喜市立すみれ保育園及び久喜市立ひまわり保育園)	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	

備考

「月額」については、延長保育事業の利用の決定を1月単位で受けている場合に適用する。

様式第1号（第5条関係）

延長保育事業利用申請書

年 月 日

久喜市福祉事務所長 あて

保護者 住所

氏名

電話

延長保育事業を利用したいので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第5条の規定により下記のとおり申請します。

乳幼児等氏名		生年月日	年 月 日
在籍する保育所名	久喜市立 保育所		
希望期間	年 月 日	から	年 月 日まで
希望時間	午前	時 分	から 午前 時 分 まで
	午後	時 分	から 午後 時 分 まで

○保護者の状況

	勤務状況①	勤務状況②
氏名		
勤務先		
勤務先所在地		
勤務時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
通勤所要時間	時間 分	時間 分
通勤方法		

○延長保育を必要とする理由

様式第2号（第6条関係）

延長保育事業利用決定（却下）通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長

年 月 日付けで申請のあった延長保育事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第6条の規定により下記のとおり通知します。

○ 決定内容

乳幼児等氏名								
生年月日	年 月 日							
延長保育事業を利用する保育所名	久喜市立 保育園							
延長保育の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
延長保育の時間	午前	時	分	から	午前	時	分	まで
	午後	時	分	から	午後	時	分	まで
延長保育料	円							

○ 却下理由

様式第3号（第7条関係）

延長保育事業利用変更申請書

年 月 日

久喜市福祉事務所長 あて

保護者 住所
 氏名
 電話

年 月 日付けで利用の決定を受けた延長保育事業について、決定の内容を変更したいので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第7条の規定により下記のとおり申請します。

○ 利用の決定を受けた乳幼児等

乳幼児等氏名			
生年月日	年	月	日
延長保育事業を利用する保育所名	久喜市立	保育園	

○ 変更する事項

延長保育の期間	変更前	年	月	日	から	年	月	日	まで
	変更後	年	月	日	から	年	月	日	まで
延長保育の時間	変更前	午前	時	分	から	午前	時	分	
		午後	時	分	から	午後	時	分	
変更後	午前	時	分	から	午前	時	分		
	午後	時	分	から	午後	時	分		
変更理由									

様式第4号（第8条関係）

延長保育事業利用変更決定（却下）通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長

年 月 日付けで申請のあった延長保育事業の利用決定内容の変更について、次のとおり決定（却下）したので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第7条の規定により下記のとおり通知します。

○ 利用の決定を受けた乳幼児等

乳幼児等氏名		
生年月日	年 月 日	
延長保育事業を利用する保育所名	久喜市立	保育園

○ 変更した事項

延長保育の期間	変更前	年 月 日 から 年 月 日 まで						
	変更後	年 月 日 から 年 月 日 まで						
延長保育の時間	変更前	午前	時	分	から	午前	時	分
	変更後	午前	時	分	から	午前	時	分

○ 却下理由

様式第5号（第10条関係）

延長保育事業利用中止届

年 月 日

久喜市福祉事務所長 あて

保護者 住所

氏名

電話

年 月 日付けで利用の決定（変更の決定）を受けた延長保育事業について、利用を中止したいので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

乳幼児等氏名			
生年月日	年 月 日		
延長保育事業を利用する保育所名	久喜市立	保育園	
延長保育事業の利用を中止する日	年	月	日
中止する理由			

様式第6号（第11条関係）

延長保育事業利用取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長

年 月 日付けで利用の決定（変更の決定）をした延長保育事業について、下記のとおり決定を取り消したので、久喜市立保育所延長保育事業実施規則第11条の規定により下記のとおり通知します。

乳幼児等氏名			
生年月日	年 月 日		
延長保育事業を利用する保育所名	久喜市立 保育園		
延長保育事業の利用を決定の取消日	年 月 日		
取消理由			